



知的財産の経済的価値評価

インカムアプローチを中心として

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社
シニアヴァイスプレジデント 小林 誠
2018年1月17日

Making another half century of **Impact**
デロイト トーマツ 50周年 次の50年へ

50th
Deloitte Tohmatsu

知的財産の価値評価手法は3つのアプローチがあるが、本質的に個別性が強いいため、ほとんどの場合はインカムアプローチで評価を行う

主な知的財産の価値評価手法

コスト アプローチ	再調達価格を基礎とする コストアプローチ	現時点で、対象知的財産と同等の知財を新規に調達する場合に要するであろうコストの総額を計算する評価方法
	過去の実際の支出額を基礎とする コストアプローチ	対象知的財産を取得するために実際に支出した歴史的原価を積算し、機能的原価を考慮した上で、計算基準日の価値を計算する評価方法
マーケット アプローチ	類似取引比較法	対象知的財産に類似する取引を調査することにより、その価値を明らかにする評価方法
インカム アプローチ	ロイヤルティ免除法	対象知的財産の使用により得られるロイヤルティのキャッシュフローを適切な割引率を用いて現在価値に割り引いた額を対象知的財産の価値とする評価方法
	超過収益法	知的財産を用いて事業を行った結果、生み出した利益から、当該事業に貢献するその他の資産の要求利回りを控除した利益(現在価値)を対象知的財産の価値とする評価方法
	利益分割法	事業から得た利益(現在価値)を知的財産の貢献度に応じて配分し、当該知的財産の価値を計算する評価方法

- ✓ コストアプローチ:同様のコストをかけても同じ知的財産を開発できるとは限らない
- ✓ マーケットアプローチ:同じ知的財産が市場で流通しているケースはほとんどない

知的財産価値評価におけるインカムアプローチでは、少なくとも『事業計画・貢献度・割引率』の三要素の検討が必要となる

インカムアプローチに用いられる三要素

要素

事業計画(将来のフリーキャッシュフロー)

要素

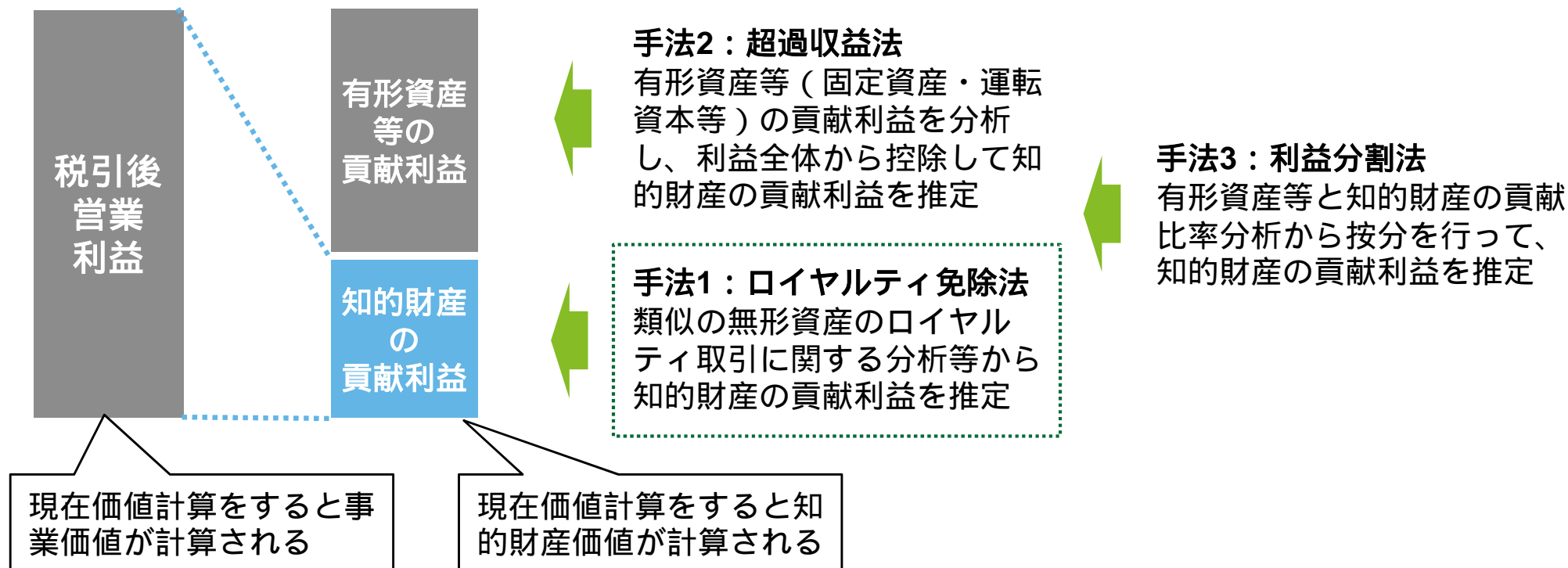
知的財産の貢献度(事業に対する貢献利益)

要素

割引率(知的財産固有の割引率)

事業が生み出す利益のうち、知的財産による貢献利益分が知的財産の価値として評価されるため、知的財産の貢献度分析が重要となる

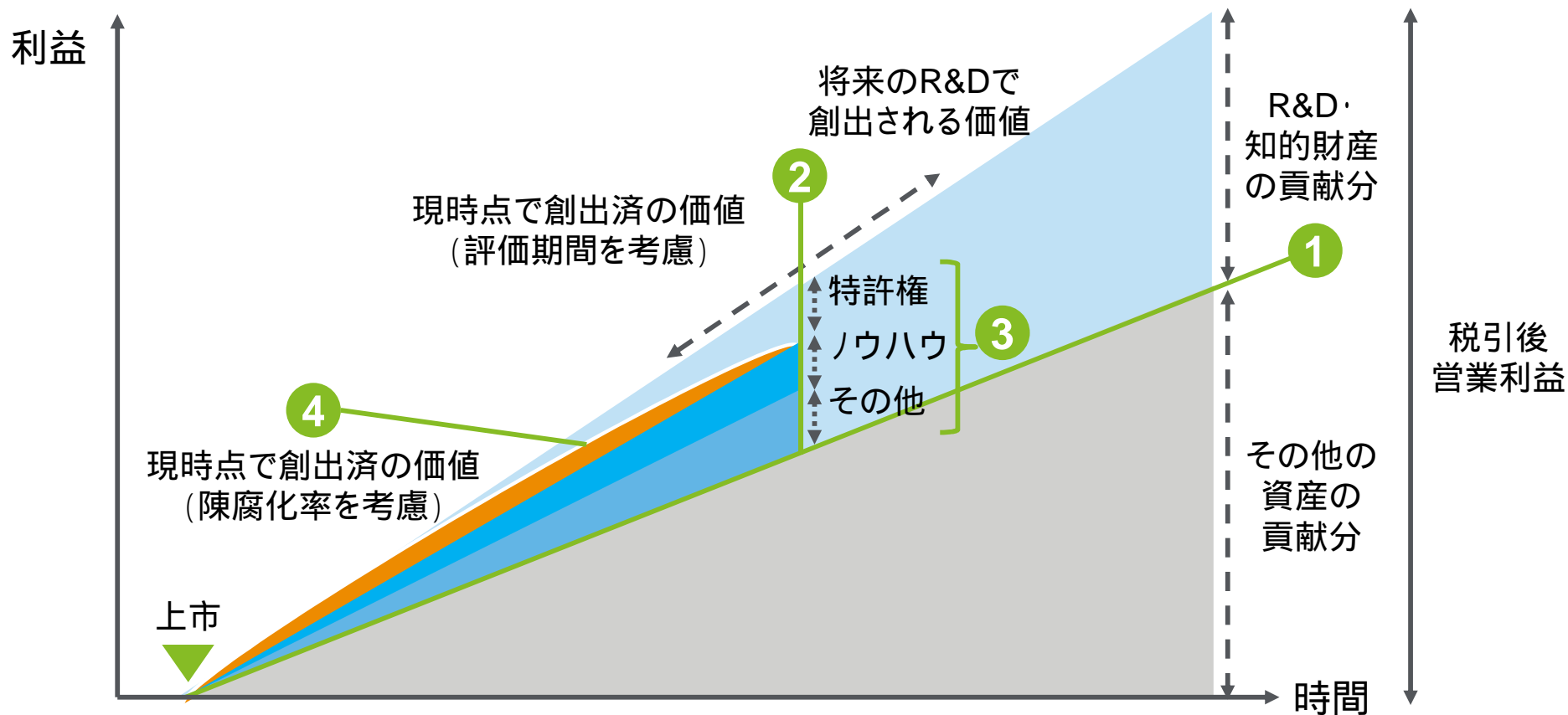
知的財産価値評価の考え方



- ✓ 3つの評価手法があるが、事業・技術内容や入手可能情報により採用手法は異なり、実務的にはロイヤルティ免除法による評価を行うケースが大半である
- ✓ 利益分割法は、簡便的に利益三分法(知財貢献は利益の1/3)や、経験則として25%ルール(知財貢献は利益の1/4)が用いられることがあるが、根拠に乏しい
- ✓ いずれの手法も各知的財産の個別性が考慮されにくい/されないという欠点がある

事業による利益の中で評価対象資産の位置付けを明確化し、それぞれの貢献度を分析した上で評価する

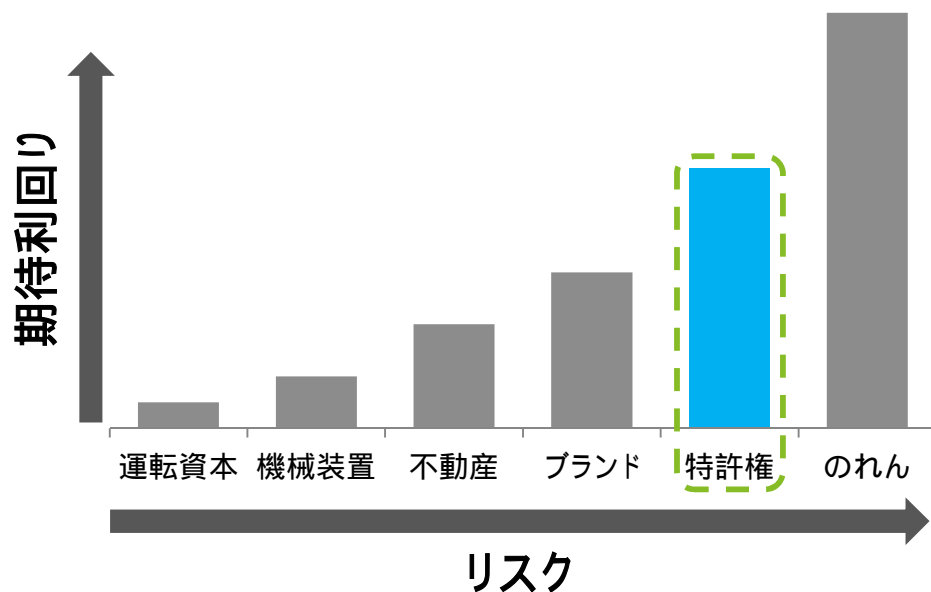
事業価値と知的財産価値の関係(イメージ)



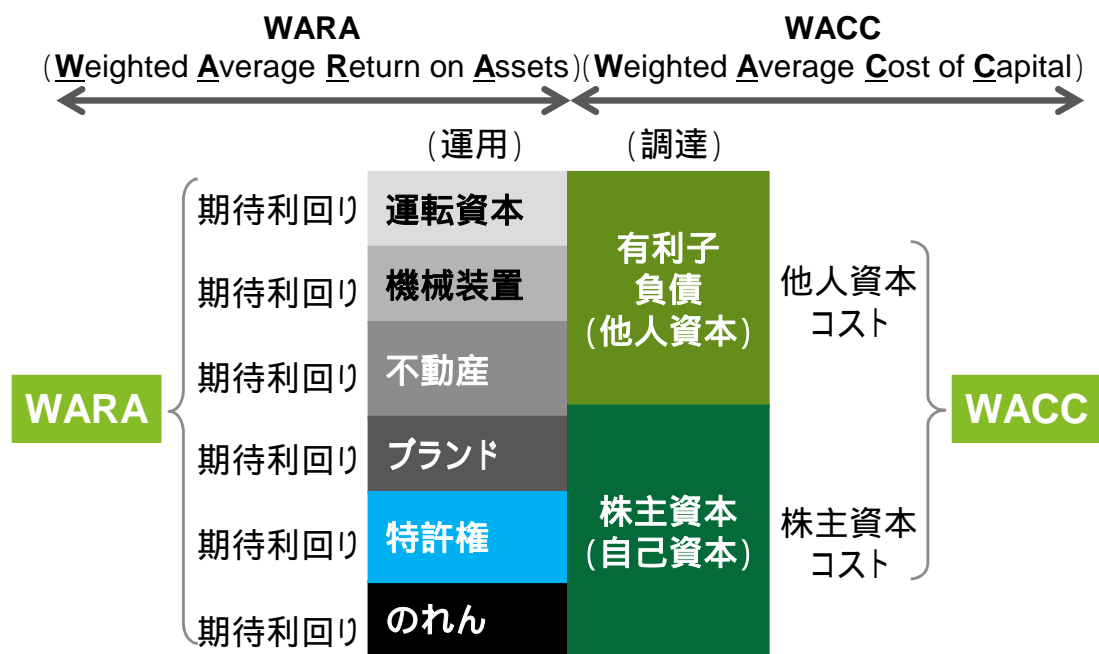
- 1 事業全体の利益から、R&D・知的財産の貢献分と、その他の資産の貢献分を分析
- 2 R&D・知的財産の貢献分の中で、評価期間(事業期間・耐用年数)を考慮
- 3 現時点で創出済の知的財産の価値から、特許権、ノウハウ、その他等の態様毎の貢献度を分析
- 4 特許の貢献分のうち、特許の陳腐化率および特許満了や放棄によるポートフォリオの減少を考慮

将来のリスクと時間価値を考慮するために、知的財産固有の割引率を検討する必要がある

期待利回りはリスクに比例



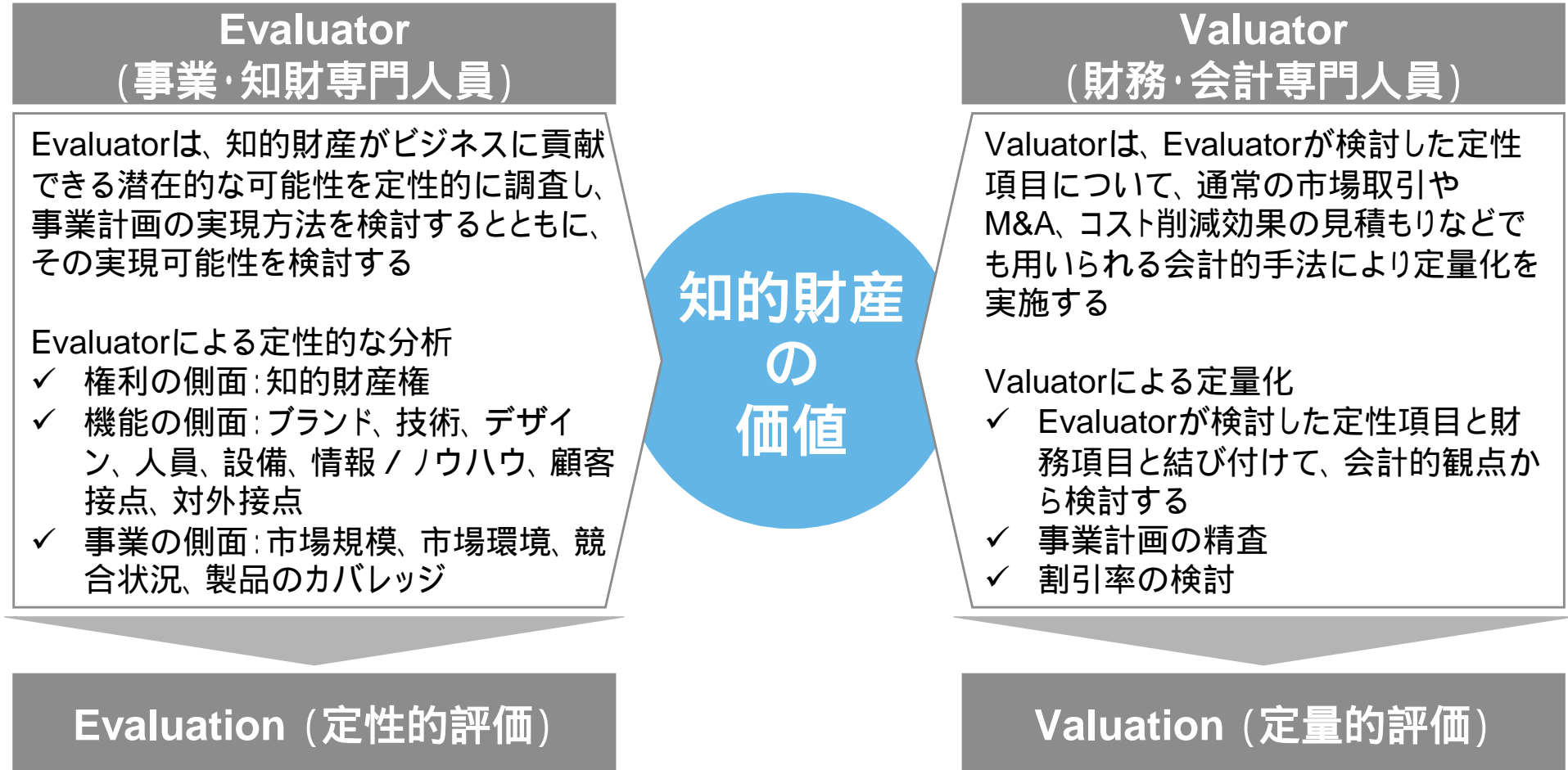
WARAとWACCのバランス



- ✓ 事業価値評価では、事業全体の加重平均資本コスト(WACC)を割引率として用いるが、知的財産評価では、個別の知的財産のリスクに対応する割引率を検討する必要がある
- ✓ 知的財産は運転資本や固定資産といった実物資産と比較して不確実性が大きいいため、一般的に割引率はWACCよりも高くなる
- ✓ 個別の資産の期待利回りの加重平均(WARA)と企業全体のWACCはバランスする

EvaluatorとValuatorが、知的財産に関する共通理解を持って、それぞれの役割を認識しながら、互いに連携することが重要である

知的財産の価値評価



知的財産は、権利の保有者や事業環境、ビジネスモデルによって価値が変化するため、事業戦略上の位置付けや、事業上重要となる知的財産に着目して評価する必要がある

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

